

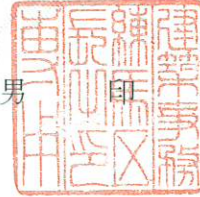
許可通知書

第R06建法許可練馬区00031号

令和 年 月 日  
6. 9. 26

申請者 株式会社スマイルエコ  
代表取締役 桐原 孝幸 様

練馬区长 前川 耀男



- 申請年月日 令和 6 年 9 月 2 日
- 建築場所又は築造場所 東京都練馬区貫井二丁目948番4の一部
- 建築物若しくは工作物又はその部分の概要

建築物の概要 (主要用途)	一戸建ての住宅	
(工事種別)	新築	
(階数)	地上2階	
(構造)	木造	
(建築面積)	56.79	m <sup>2</sup>
(延べ面積)	104.40	m <sup>2</sup>

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づき、下記の条件等を付して許可しましたので通知します。

記

建築基準法第92条の2の規定により許可に付する条件は次のとおりとする。

- ・隣地境界線から建築物までの保有距離は、有効500mm以上とすること。
- ・通路後退位置をコンクリート杭等で明示すること。
- ・新たに塀等を設置する場合は、通路境界線を越えて設置しないこと。
- ・様式3-2中、範囲Aについては、現状の通路形態および舗装を維持すること。  
範囲Bについては、Aと合わせて919番18の筆界から幅員2mとなる避難経路を築造し、完了検査までにアスファルト舗装等とすること。
- ・様式3-2中、縁石新設範囲については、完了検査までに隣地境界線に沿って縁石等を設置すること。
- ・様式3-2中、L形側溝新設範囲については、完了検査までに隣地境界線に沿ってL形側溝を設置すること。
- ・様式3-2中、範囲Cについては、工作物等を設置しないこと。
- ・配置図に記載の外構等以外は設置しないこと。
- ・完了検査までに当該敷地と一筆になっている協定通路部分、避難通路および建築基準法外通路部分については分筆すること。

(注意)この通知書は、大切に保存しておいて下さい。

教示文は別紙のとおり